

| | |
|----------------|---------------------------|
| <h1>高知県公報</h1> | 発行 |
| | 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 |
| | 発行日 |
| | 毎週2回 (火曜日・金曜日) |

目次

| 規 則 | ページ |
|---|-----|
| ◎高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ◎基本測量の実施の通知 (用地対策課) | 1 |
| ◎告示（高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定）の一部改正 (都市計画課) | 1 |
| ◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正 (会計管理課) | 2 |
| 高知県人事委員会規則 | |
| ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 高知県人事委員会告示 | |
| ◎給料表別級別職務区分表の一部改正 | 3 |

規 則

高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第18号

高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部を改正する規則

高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則（昭和40年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2第2項」を「第5条第2項」に改める。

第2条の見出しを「（閲覧所）」に改め、同条中「名簿等の閲覧場所」を「閲覧所」に改める。

第4条中「以下」を「第6条において」に、「職員」を「知事」に改める。

第6条中「持ちだして」を「持ち出して」に改める。

第7条中「職員」を「知事」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第147号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和7年3月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域
高知県全域

高知県告示第148号

平成8年7月高知県告示第495号（高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月14日

高知県知事 濱田 省司

1の表及び2の表中「香南のいちインターチェンジ」を「高知龍馬空港インターチェンジ」に改める。


~~~~~  
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第3号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表警察本部の項中

「地域参事官」

を

「地域参事官  
組織犯罪対策参事官」

に改める。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
**人事委員会告示**  
-----

**高知県人事委員会告示第2号**

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月14日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の5級の警察の項中

「警察本部の課長補佐」

を

「警察本部の課長補佐  
会計企画官」

に改め、同表の6級の警察の項中「術科指導官」を削る。

別表第2の6級の項中

「警察本部の課長補佐」

を

「警察本部の課長補佐  
広報官」

に改め、同表の7級の項中「広報官」を「人材育成室長」に、

「危機管理官」

を

「危機管理官  
警衛対策官」

に改め、同表の8級の項中「組織基盤強化センター長」を削り、

同表の9級の項中

「地域参事官」

を

「地域参事官  
組織犯罪対策参事官」

に改める。